

福岡県公報

平成18年3月1日
第2502号

目次

告示 (第389号—第404号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課) 1
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課) 2
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事 届出	(漁政課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 5
○指定検査機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築指導課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(出納事務局出納総務課) 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) 7
公告	
○落札者等の公示	(総務事務センター) 7
○平成18年度技能検定(前期)の実施	(職業能力開発課) 8
○平成18年度技能検定(随時実施)の実施	(職業能力開発課) 11

- 平成18年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課) 14
- 福岡北九州高速道路債券の定期償還のための抽せんの結果 (高速道路対策室) 17

告示

福岡県告示第389号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市朱雀1丁目2680番1、2681番5及び2681番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区馬借2丁目6番8号
第一交通産業株式会社 代表取締役 田中 亮一郎

福岡県告示第390号

船迫土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	内藤 道夫	築上郡築城町大字船迫640番地1	築上郡築上町大字船迫640番地1
理事	岩田 英行	築上郡築城町大字船迫744番地	築上郡築上町大字船迫744番地

理事	門田 恒男	築上郡築城町大字船迫761番地	築上郡築上町大字船迫761番地
理事	水上 忍	築上郡築城町大字船迫596番地 2	築上郡築上町大字船迫596番地 2
理事	田畠 吉一	築上郡築城町大字船迫694番地	築上郡築上町大字船迫694番地
理事	池田 勉	築上郡築城町大字船迫721番地	築上郡築上町大字船迫721番地
理事	木村 康雄	築上郡築城町大字船迫265番地 1	築上郡築上町大字船迫265番地 1
理事	繁永 隆治	築上郡築城町大字船迫1343番地14	築上郡築上町大字船迫1343番地14
理事	進 渡	築上郡築城町大字船迫658番地	築上郡築上町大字船迫658番地
理事	内藤 浩明	築上郡築城町大字船迫84番地	築上郡築上町大字船迫84番地
監事	九後 紀一	築上郡築城町大字船迫749番地 1	築上郡築上町大字船迫749番地 1
監事	池永 巖	築上郡築城町大字船迫759番地	築上郡築上町大字船迫759番地
監事	谷口 初男	築上郡築城町大字船迫201番地	築上郡築上町大字船迫201番地

福岡県告示第391号

下小山田土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	加藤 徹	築上郡築城町大字小山田1579番地3	築上郡築上町大字小山田1579番地3

理事	久保 壽男	築上郡築城町大字広末515番地	築上郡築上町大字広末515番地
理事	相良 定生	築上郡築城町大字小山田1855番地	築上郡築上町大字小山田1855番地
理事	塙田 進	築上郡築城町大字広末610番地 1	築上郡築上町大字広末610番地 1
理事	竹本 國夫	築上郡築城町大字広末257番地 1	築上郡築上町大字広末257番地 1
理事	築別 征夫	築上郡築城町大字小山田2162番地	築上郡築上町大字小山田2162番地
理事	野中 日出行	築上郡築城町大字小山田2518番地 4	築上郡築上町大字小山田2518番地 4
理事	吉田 久治	築上郡築城町大字広末531番地	築上郡築上町大字広末531番地
理事	葭平 幸一	築上郡築城町大字小山田2499番地	築上郡築上町大字小山田2499番地
監事	稲葉 諭	築上郡築城町大字小山田2255番地 2	築上郡築上町大字小山田2255番地 2
監事	井上 高市	築上郡築城町大字小山田1645番地 1	築上郡築上町大字小山田1645番地 1
監事	久保 勝	築上郡築城町大字広末623番地 1	築上郡築上町大字広末623番地 1

福岡県告示第392号

深野土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	渡邊 一政	築上郡築城町大字上深野341番地 1	築上郡築上町大字上深野341番地 1

理事	渡邊 桂太郎	築上郡築城町大字上深野703番地	築上郡築上町大字上深野703番地
理事	松本 雄二	築上郡築城町大字上深野296番地	築上郡築上町大字上深野296番地
理事	門田 康正	築上郡築城町大字上深野303番地	築上郡築上町大字上深野303番地
理事	木下 五十三	築上郡築城町大字上深野340番地	築上郡築上町大字上深野340番地
理事	清水 重美	築上郡築城町大字上深野508番地 1	築上郡築上町大字上深野508番地 1
理事	高橋 幸典	築上郡築城町大字上深野413番地	築上郡築上町大字上深野413番地
理事	西村 義伯	築上郡築城町大字上深野714番地	築上郡築上町大字上深野714番地
理事	中園 幸一	築上郡築城町大字上深野700番地	築上郡築上町大字上深野700番地
理事	大城戸 一幸	築上郡築城町大字下深野329番地	築上郡築上町大字下深野329番地
理事	竹本 日出木	築上郡築城町大字袈裟丸153番地 1	築上郡築上町大字袈裟丸153番地 1
監事	奥村 幸利	築上郡築城町大字上深野370番地	築上郡築上町大字上深野370番地
監事	奥村 三喜男	築上郡築城町大字上深野370番地 2	築上郡築上町大字上深野370番地 2
監事	中 八美	築上郡築城町大字上深野762番地10	築上郡築上町大字上深野762番地10

福岡県告示第393号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月福岡県告示第2462号は、取り消す。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字荻浦字神ノ松94-1、94-3、95-1、96、97、98-1及び98-2並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市大字神在1378番地 3

田中 昭

福岡県告示第394号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成18年3月1日から同年3月15日までの間縦覧に供する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市大和町豊原1242	田 島 昭 則		
柳川市大和町明野140	松 藤 正 弘	有明	有明漁業協同組合
柳川市大和町明野664	岩 井 吉 行		

福岡県告示第395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わが家の119番

(2) 代表者の氏名

佐藤 千澄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区横手一丁目10番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、快適な居住環境を求める人々に対して住宅の増改築及びリフォームの相談を受けて問題を解決する情報を提供することなどにより、より新しい生活環境づくりと自然環境との共存によって、すべての人々が日々を楽しく、幸福に暮らせる社会を構築することに寄与することを目的とする。

福岡県告示第396号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アジア友好協会

(2) 代表者の氏名

大原 成

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区東雲町四丁目2番4-101号

(4) 定款に記載された目的

この法人はアジア各地の発展途上国における子供たち及び一般市民を対象として、子供たちへの学校教育活動、食育の提供活動、市民への識字教育の普及活動、命を守る運動などのボランティア活動をおこないます。

そのために、現地情報の公開活動を通じての募金活動、寄付活動をおこない、そして、アジア各地の人達が自助努力で経済的に改善できる協力事業を考え進めています。

また、協力事業をとおして現地の人と現地の人々と交流を行い、お互いのアジアの一員として親交を深め、協力、助け合う関係を構築し、豊かな地域社会の実現に寄与すること、もって公益の増進に広く貢献寄与することを目的とします。

福岡県告示第397号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡建物診断調査会

(2) 代表者の氏名

村瀬 司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区赤坂三丁目8番28号赤坂エクセル210号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、設計業務、建築業務、不動産業務に携わってきた経験を基に、建築物に関する正しい知識と技術の普及に努めると同時に、建築物構造計算の研究並び

に適正な工事の促進を図ることによって、住民の生活環境の保全及び消費者の保護に寄与することを目的とする。

福岡県告示第398号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成18年2月17日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
田中工務店	京都郡豊津町大字皆見1561-5	田中 良弘	平成14年1月29日 福岡県知事許可（般-13） 第62084号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業
 ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの
 イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成18年3月1日から平成18年3月15日までの15日間

4 処分の原因となった事実

田中工務店は、行橋土木事務所発注の「歩道設置工事（椎田勝山線）」において、直接かつ恒常的な雇用関係にない者を当該工事の主任技術者として設置した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

福岡県告示第399号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定確認検査機関の名称及び所在地

- (1) 名称 財団法人福岡県建築住宅センター
- (2) 所在地 福岡市中央区天神1丁目1番1号

2 業務区域

福岡県の全域

3 確認検査の業務を行う事務所の所在地

変更前	変更後
ア イの区域を除く区域において業務を行う事務所 福岡市中央区天神1丁目1番1号	ア イの区域を除く区域において業務を行う事務所 福岡市中央区天神1丁目1番1号
イ 北九州市、中間市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、遠賀郡、鞍手郡、田川郡、京都郡、築上郡の区域において業務を行う事務所 北九州市小倉北区大手町1番1号	イ 北九州市、中間市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、田川郡、京都郡、築上郡の区域において業務を行う事務所 北九州市小倉北区大手町1番1号
	ウ アの区域のうち、福岡市を除く区域において業務を行う事務所 久留米市城南町15番地5

4 変更年月日

平成18年4月1日

福岡県告示第400号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字下高橋字二塚3468番1、3468番2、3469番1、3470番1、3488番、3489番2、3488番2、3487番、3487番2、3486番1、3475番の一部及び3490番の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区榎田2丁目1番70号

エムエス九州株式会社 代表取締役 荒川 勤

福岡市東区箱崎4丁目9番38号

昭和食品工業株式会社 代表取締役 澄川 誠

福岡県告示第401号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市村山田字石原1303番2並びに字梅寺1307番1、1307番2、1307番6から1307番9まで、1308番1、1309番4、1317番3、1317番4、1320番2及び1321番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市村山田1306

宗念寺 松尾 光英

福岡県告示第402号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人鐘ヶ江さわやか会

(2) 代表者の氏名

今村 量弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大川市大字鐘ヶ江185番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心に地域住民に対して、健康づくりや生きがいづくりに関する事業や地域住民との交流促進に関する事業などを行い、もって高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第403号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日

87	北九州市八幡西区青山2-10 -43福寿コーポ青山1号 西部給食株式会社	北九州市戸畠区天籟寺1-2 -1 福岡県立ひびき高等学校内	平成18年2月 20日			
<hr/>						
福岡県告示第404号						
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。						
その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。						
平成18年3月1日						
福岡県知事 麻生 渡						
土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	久留米線 筑後	前	筑後市大字前津1793番1先から 同市大字前津1214番1先まで	5.8 ～ 9.0	185.5
			後	同上	9.0 ～ 16.0	185.5
八女	県道	玉名線 八女	前	八女市大字高塚287番1先から 同市大字本町2番258の2先まで	15.0 ～ 32.4	635.2
			後	同上	15.0 ～ 32.4	635.2
八女	県道	浮羽線 石川内	前	八女郡星野村14901番1先から 同郡同村15318番1先まで	4.8 ～ 19.4	332.5
			後	同上	8.4 ～ 23.0	332.5

甘木	一般国道 386号	前	甘木市大字古賀123番1先から 同市大字古賀124番3先まで	9.2 ～ 12.0	24.0
		後	同上	13.4 ～ 16.2	

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システムの運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成17年12月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S 株式会社産業第2事業部九州支社

(2) 住所

福岡市博多区奈良屋町2番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

61,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）該当

公告

平成18年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるとところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、横中ぐり盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）

、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーク工事作業）及び産業洗浄（高压洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検定職種	技能検定試験手数料
------	-----------

園芸	装飾	15,700円
造園		15,700円
金属熱処理		15,700円
機械加工		15,700円
放電加工		15,700円
鉄工		15,700円
建築板金		15,700円
工場板金		15,700円
めつき		15,700円
仕上げ		15,700円
電子機器組立て		15,700円
電気機器組立て		15,700円
産業車両整備		15,700円
鉄道車両製造・整備		15,700円
建設機械整備		15,700円
婦人子供服製造		13,000円
木型製作		15,700円
家具製作		15,700円
道具製作		15,700円
印刷		15,700円
プラスチック成形		15,700円
石材施工		15,700円
とび		15,700円
左官		15,700円
建築炉		15,700円
ブロック建築		15,700円
タイル張り		15,700円
畳製作		15,700円

防水施工	15,700円
内装仕上げ施工	15,700円
熱絶縁施工	15,700円
サックス施工	15,700円
化学生分解	15,700円
貴金属装身具製作	15,700円
表装	15,700円
塗装	15,700円
路面標示施工	15,700円
広告美術仕上げ	15,700円
産業洗浄	15,700円
舞台機構調整	15,700円
商品装飾展示	15,700円
フーラワーア装飾	15,700円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が
3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検定職種	技能検定試験手数料
園芸装飾	10,500円
造園	10,500円
金属熱処理	10,500円
機械加工	10,500円
仕上げ	10,500円
電子機器組立て	10,500円
舞台機構調整	10,500円
商品装飾展示	10,500円
フーラワーア装飾	10,500円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成18年6月12日（月曜日）から同年9月10日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成18年6月5日（月曜日）に福岡県職業能力開発協会において掲示する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、電子機器組立て、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成18年7月30日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、産業車両整備、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、築炉、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びF R P防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工、化学分析及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）	平成18年8月20日 (日曜日)	
(イ) 3級 金属熱処理（一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理に係るものに限る。） (ウ) 単一等級 産業洗浄（高圧洗浄に係るものに限る。）		福岡県職業能力開発協会が指定する場所

(ア) 1級及び2級 園芸装飾、機械加工（普通旋盤、フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製作（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	平成18年8月27日 (日曜日)
(ア) 1級及び2級 放電加工、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラー装飾 (イ) 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーク工事に係るものに限る。）	平成18年9月3日 (日曜日)

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成18年4月4日（火曜日）から同月14日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受け付けを行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成18年4月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3604ダイヤルイン）又は福岡県職業能力開発協会に対して行うこと。

公告

平成18年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4から第64条の5までに定めるところによる。

2 実施職種（3級、基礎1級及び基礎2級）

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製作作業及び靴下製作作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製作業）、紳士服製造（紳士既製服製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製作作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配

管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検定職種	技能検定試験手数料
さく井	15,700円
鋳造	15,700円
鍛造	15,700円
機械加工	15,700円
金属プレス加工	15,700円
鉄工	15,700円
建築板金	15,700円
工場板金	15,700円
めつき	15,700円
アルミニウム陽極酸化処理	15,700円
仕上げ	15,700円
機械検査	13,000円

ダイカスト	15,700円
機械保全	15,700円
電子機器組立て	15,700円
電気機器組立て	15,700円
プリント配線板製造	15,700円
冷凍空気調和機器施工	15,700円
染色	15,700円
ニット製品製造	15,700円
婦人子供服製造	13,000円
紳士服製造	15,700円
寝具製作	15,700円
帆布製品製造	15,700円
布はく縫製	15,700円
家具製作	15,700円
建具製作	15,700円
印刷刷	15,700円
製本	15,700円
プラスチック成形	15,700円
強化プラスチック成形	15,700円
石材施工	15,700円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	15,700円
水産練り製品製造	15,700円
建築大工	15,700円
かわらぶき	15,700円
とび	15,700円
左官	15,700円
タイヤル張り	15,700円
配管	15,700円

型枠施工	15,700円
鉄筋施工	15,700円
コンクリート圧送施工	15,700円
防水施工	15,700円
内装仕上げ施工	15,700円
熱絶縁施工	15,700円
サッシ施工	15,700円
ウェルポイント施工	15,700円
表装	15,700円
塗装	15,700円
工業包裝	15,700円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検定職種	技能検定試験手数料
さく井	10,500円
鋸造	10,500円
鍛造	10,500円
機械加工	10,500円
金属プレス加工	10,500円
鉄工	10,500円
建築板金	10,500円
工場板金	10,500円
めつき	10,500円
アルミニウム陽極酸化処理	10,500円
仕上げ	10,500円
機械検査	8,700円
ダイカスト	10,500円
機械保全	10,500円

電子機器組立て	10,500円
電気機器組立て	10,500円
プリント配線板製造	10,500円
冷凍空気調和機器施工	10,500円
染色	10,500円
ニット製品製造	10,500円
婦人子供服製造	8,700円
紳士服製造	10,500円
寝具製作	10,500円
帆布製品製造	10,500円
布はく縫製	10,500円
家具製作	10,500円
建具製作	10,500円
印刷	10,500円
製本	10,500円
プラスチック成形	10,500円
強化プラスチック成形	10,500円
石材施工	10,500円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	10,500円
水産練り製品製造	10,500円
建築大工	10,500円
かわらぶき	10,500円
とび	10,500円
左官	10,500円
タイル張り	10,500円
配管	10,500円
型枠施工	10,500円
鉄筋施工	10,500円

コンクリート圧送施工	10,500円
防水施工	10,500円
内装仕上げ施工	10,500円
熱絶縁施工	10,500円
サッシ施工	10,500円
ウエルボイント施工	10,500円
表装	10,500円
塗装	10,500円
工業包裝	10,500円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成18年4月1日（土曜日）から平成19年3月31日（土曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に通知する。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

福岡県職業能力開発協会が指定する日時及び場所において行う。

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円

を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付けを行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3604ダイヤルイン）又は福岡県職業能力開発協会に対して行うこと。

公告

平成18年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成18年3月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 試験職種

ア 学科試験を行うもの

和裁科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1)園芸科 (2)造園科 (3)森林環境保全科 (4)鉄鋼科 (5)鋳造科 (6)鍛造科 (7)熱処理科 (8)塑性加工科 (9)溶接科 (10)構造物鉄工科 (11)金属表面処理科 (12)機械科 (13)電子科 (14)電気科 (15)コンピュータ制御科 (16)発変電科 (17)送配電科 (18)電気工事科 (19)自動車製造科 (20)自動車整備科 (21)自動車車体整備科 (22)航空機製造科 (23)航空機整備科 (24)鉄道車両科 (25)造船科 (26)時計科 (27)光学ガラス科 (28)光学機器科 (29)計測機器科 (30)理化学機器科 (31)製材機械科 (32)内燃機関科 (33)建設機械科 (34)農業機械科 (35)縫製機械科 (36)織布科 (37)織機調整科 (38)染色科 (39)ニット科 (40)洋裁科 (41)洋服科 (42)縫製科 (43)和裁科 (44)寝具科 (45)帆布製品科 (46)木型科 (47)木工科 (48)工業包装科 (49)紙器科 (50)製版・印刷科 (51)製本科 (52)プラスチック製品科 (53)レザー加工科 (54)ガラス科 (55)ほうろう製品科 (56)陶磁器科 (57)石材科 (58)麺料科 (59)パン・菓子科 (60)食肉科 (61)水産物加工科 (62)発酵科 (63)建築科 (64)枠組壁建築科 (65)とび科 (66)建設科 (67)プレハブ建築科 (68)屋根科 (69)スレート科 (70)建築板金科 (71)防水科 (72)サッシ・ガラス施工科 (73)畳科 (74)インテリア科 (75)床仕上げ科 (76)表具科 (77)左官・タイル科 (78)築炉科 (79)ブロック建築科 (80)熱絶縁科 (81)冷凍空調機器科 (82)配管科 (83)住宅設備機器科 (84)さく井科 (85)土木科 (86)測量科 (87)建築物設備管理科 (88)ボイラー科 (89)クレーン科 (90)建設機械運転科 (91)港湾荷役科 (92)化学分析科 (93)公害検査科 (94)木材工芸科 (95)竹工芸科 (96)漆器科 (97)貴金属・宝石科 (98)印章彫刻科 (99)塗装科 (100)広告美術科 (101)デザイン科 (102)義肢装具科 (103)電気通信科 (104)電話交換科 (105)事務科 (106)貿易事務科 (107)流通ビジネス科 (108)写真科 (109)介護サービス科 (110)理容科 (111)美容科 (112)ホテル・旅館・レストラン科 (113)観光ビジネス科 (114)日本料理科 (115)中国料理科 (116)西洋料理科 (117)臨床検査科 (118)フラー装飾科 (119)メカトロニクス科 (120)情報処理科 (121)フォークリフト科 (122)建築物衛生管理科 (123)福祉工学科

2 受験資格

ア 和裁科の学科試験を受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表上欄のいずれかの項に該当することにより、和裁科の実技試験の全部の免除を受けることのできる者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

省令第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の学科試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和 裁 科	<p>1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</p> <p>イ 縫製法（縫製法、縫製用材料）</p> <p>ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）</p> <p>イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</p>

1のイの項に掲げる職種	指導方法
-------------	------

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期 日	場 所
和裁科	学科試験	平成18年6月28日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
1のイの項に掲げる職種	学科試験	平成18年12月6日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付時間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

ア 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

イ 受験票及び写真票（受験票には50円切手を、写真票には写真をはること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課で交付する。

郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封すること。

ウ 受験手数料は、3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 次の表の左欄に掲げる職種について、それぞれ同表右欄に掲げる期間とする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日は、受付を行わない。

試験職種	受付期間
和裁科	平成18年5月30日（火曜日）から 同年6月5日（月曜日）まで
1のイの項に掲げる職種	平成18年10月31日（火曜日）から 同年11月6日（月曜日）

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

- (1) 合格者の氏名は、各試験の終了後30日以内に発表する。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問い合わせは、職業能力開発課（電話 092-643-3604）に行うこと。問い合わせを郵便で行う場合は、あて先及び郵便番号を明記して、80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

雑報

福岡北九州高速道路公社公告第9号

福岡北九州高速道路債券の定期償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条の第1項の規定により公告します。

平成18年3月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)
第94回福岡北九州高速道路債券	100万円	9,239 ~ 9,865	平成18年3月28日	627,000

第98回福岡北九州高速道路債券	100万円	24,795 ~ 25,664	平成18年3月24日	870,000
第100回福岡北九州高速道路債券	100万円	21,353 ~ 22,102	平成18年3月23日	750,000

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)